

9 新たなる東近江市へ

1市4町で合併協議を進めている中、平成15年11月25日、26日の両日に、能登川町より合併参画の申し入れがなされたが、1市4町では合併協議をほぼ終え、合併協定調印式を控えていた時期でもあり、まず1市4町の合併を成就し、1市4町合併後に能登川町との合併については合併後努力すると能登川町に伝え、東近江市発足に努力してきた1市4町は、各市町議会での合併議決を受け、能登川町との合併についての議論を開始した。能登川町では平成16年10月に町長選挙を控え、合併参画を申し入れられた現職が町長選不出馬を表明され、現町政を引き継ぎ東近江市との合併を進めると表明した新人と、合併については再度民意を確かめ判断すると合併について慎重論を表明した新人2名の選挙となり、合併の是非を争点とした激しい選挙戦の行方を1市4町は見守っていた。

選挙の結果、合併を進めると表明した新人が当選し、改めて合併参画についての申し入れがなされた。

また、蒲生町では日野町との合併協議を進められたが、日野町で合併は、慎重に取扱う事を公約とした町長が当選されたことにより蒲生町に対して合併協議の中止を告げられ、合併協議会は解散した。

しかし蒲生町では、今後の町政等を考えれば合併は避けて通れないとの判断から、近江八幡市との合併、東近江市との合併、当面単独の3つの選択肢で住民意向調査を実施された。

意向調査の結果、東近江市との合併を希望する声が半数以上あり、平成16年11月16日に1市4町に対して合併特例法期限内での合併を目指しての合併参画についての申し入れが行われた。

1市4町では両町の熱い思いを真摯に受け止め、合併特例法期限内の合併を目指し合併協議を行っていくことを確認した。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の設置

1市4町では新市発足等に伴う事務等が進む中、合併特例法期限内での能登川町及び蒲生町との合併について協議を進めていくことを確認したが、平成17年2月11日に新市が発足し、その後に新市の市長選挙が行われることから、新市発足までは任意の合併検討協議会を設置し、協議を進めていくこととされ、平成16年11月26日に東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会を設置した。

1. 会議の開催

(1)合併検討協議会の開催

回	開催日	会場	内容
第1回 検討協議会	平成16年12月7日	能登川町 やわらぎホール	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・委員紹介<報告>・規約、役員、協定項目、協議日程等について<報告事項>・各種規程について<協議事項>・協議会各種規程について・事業計画及び予算について・合併建設計画策定方針・骨子について<提案事項>・合併の方式について・市の名称について・市の事務所（市役所）の位置について・財産の取扱いについて・地方税、使用料、手数料の取扱いについて・町名、字名の取扱いについて・一部事務組合等の取扱いについて・公共的団体等の取扱いについて・補助金、交付金等の取扱いについて・総務・企画・人権関係事業について

● 東近江市誕生までのあゆみ ●

回	開催日	会場	内容
第2回 検討協議会	平成16年12月22日	蒲生町 あかね文化センター	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式について ・市の名称について ・市の事務所（市役所）の位置について ・財産の取扱いについて ・地方税、使用料、手数料の取扱いについて ・町名、字名の取扱いについて ・一部事務組合等の取扱いについて ・公共的団体等の取扱いについて ・補助金、交付金等の取扱いについて ・総務・企画・人権関係事業について <p><提案事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境関係事業について ・健康福祉関係事業について ・産業経済関係事業について ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画（素案）について
第3回 検討協議会	平成17年1月12日	五個荘町 てんびんの里文化 学習センター	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境関係事業について ・健康福祉関係事業について ・産業経済関係事業について ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画（素案）について <p><提案事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の期日について ・上下水道関係事業について ・都市建設関係事業について ・教育関係事業について ・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて ・一般職の職員の身分の取扱いについて ・特別職の身分の取扱いについて

回	開催日	会場	内容
第4回 検討協議会	平成17年2月1日	永源寺町 地域産業振興会館	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の期日について ・上下水道関係事業について ・都市建設関係事業について ・教育関係事業について ・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて ・一般職の職員の身分の取扱いについて ・特別職の身分の取扱いについて ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画（素案）について



第2回合併検討協議会

(2)幹事会の開催

回	開催日	主な内容
第1回幹事会	平成16年12月20日	・第2回、第3回合併検討協議会の内容と議案について
第2回幹事会	平成17年1月20日	・第4回合併検討協議会の内容と議案について

(3)担当者会議の開催

- ・開催数 5回
- ・内容 協議会及び幹事会の協議事項の事前協議及び事務調整全般

(4)その他会議

会 議 名	開 催 日	内 容
首長・議会代表合同会議	平成16年11月22日	・ 第1回合併検討協議会の内容と議案について
	平成16年11月26日	・ 第2回合併検討協議会の内容と議案について
	平成16年12月24日	・ 第3回合併検討協議会の内容と議案について
	平成17年1月24日	・ 第4回合併検討協議会の内容と議案について
	平成17年2月23日	・ 第1回、第2回合併協議会（決定）の内容と議案について
議会代表者会議	平成16年12月16日	・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
	平成16年12月28日	
	平成17年1月6日	

2. 情報提供事業

(1)ホームページの開設

- ア) 開設日 平成16年12月20日
- イ) 内 容
 - ・ 協議会概要
 - ・ 協議会会議（協議開催状況、資料、会議録）
 - ・ 協議会だより
 - ・ 合併建設計画
 - ・ 意見コーナー

(2)情報紙の発行

- ア) 「協議会だより」の発行
 - ・ 発行部数：43,000部
 - ・ 発行方法：新聞折り込み（38,400部を折り込み）
 - ・ 発 行 日：創刊号 平成17年1月12日
第2号 平成17年2月16日

(3)合併建設計画概要版の作成、配布

- ・ 配布時期：平成17年1月～2月
- ・ 作成部数：38,100部
- ・ 配布方法：自治会長配布

(4)その他

- ア) 住民説明会向け合併協議の経過の発行
- イ) 各市町広報紙等による情報提供
- ウ) 報道機関への資料提供

3. 合併建設計画策定

(1) 合併建設計画策定に向けた調整

- ア) 策定方針、骨子の構成
- イ) 主要課題の整理
- ウ) 財政シミュレーションの作成

(2) 合併建設計画懇談会の開催

- ア) 開催日 能登川町 平成16年12月7日・13日
蒲生町 平成16年12月7日・15日

- イ) 内容 ・合併協議経過の報告
・合併建設計画（素案）の報告

(3) 委託業者（株）地域計画建築研究所

東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会の設置

2月15・16日に1市2町の議会で法定協議会設置議案が可決され、平成17年2月27日に施行された東近江市長選挙において、中村功一氏（前八日市市長）が初代市長に当選された。この結果を受け、平成17年3月1日に1市2町による法定の合併協議会が設置された。

1. 会議の開催

(1) 合併協議会の開催

回	開催日	会場	内容
第1回 合併協議会	平成17年3月2日	東近江市 愛東福祉センター じゅぴあ	・委嘱状交付 ・委員紹介 <報告> ・規約、役員、協議日程について <報告事項> ・各種規程について <協議事項> ・協議会各種規程について ・平成16年度事業計画及び予算について ・合併協定内容について ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画について

● 東近江市誕生までのあゆみ ●

回	開催日	会場	内容
第2回 合併協議会	平成17年3月8日	東近江市 市役所別館大ホール	<報告事項> ・町名について <協議事項> ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画について ・平成17年度事業計画及び予算について
第3回 合併協議会	平成17年5月26日	能登川町 やわらぎホール	<報告> ・協議会役員について ・市町村合併の手続き状況について <報告事項> ・幹事会規程の一部改正について ・平成16年度事業報告について <協議事項> ・平成16年度歳入歳出決算の認定について ・平成17年度補正予算について
第4回 合併協議会	平成17年7月14日	蒲生町 役場第1・2委員会 室	<報告> ・合併啓発事業について <報告事項> ・主な公共施設の名称について ・主な公共施設の使用料について
第5回 合併協議会	平成17年9月30日	東近江市 湖東支所 3階大会議室	・住所表示変更に伴う手続きについて ・協議会の廃止時期について <報告> ・町名の訂正について <報告事項> ・組織及び事務機構について

(2)幹事会の開催

回	開催日	主な内容
第1回幹事会	平成17年5月17日	・第3回合併協議会の内容と議案について
第2回幹事会	平成17年7月7日	・第4回合併協議会の内容と議案について
第3回幹事会	平成17年9月20日	・第5回合併協議会の内容と議案について

(3)担当者会議の開催

- ・開催数 7回
- ・内容 協議会及び幹事会の協議事項の事前協議及び事務調整全般

(4)その他会議

会議名	開催日	内容
首長・助役会議	平成17年5月23日	・当面の協議事項について ・合併移行準備について ・合併準備経費について
	平成17年7月12日	・当面の協議事項について
	平成17年9月26日	・合併協議会の廃止時期について ・組織及び事務機構について ・東近江市に引き継ぐイベントについて
	平成17年10月19日	・支所の配置人員について ・合併協議会の廃止議案について ・事務引継ぎについて ・支所開庁式について
	平成17年11月22日	・新・東近江市 発足式について ・合併協議会の廃止告示について ・庁舎移動について
	平成17年12月20日	・平成17年度合併協議会事業実績及び歳入歳出決算の中間報告について ・3役引継ぎについて ・支所開庁式の進行について ・暮らしのガイドブックの配布について
助役会議	平成17年9月1日	・組織及び事務機構について
	平成17年9月26日	・支所の配置人員について
首長・議会代表合同会議	平成17年5月23日	・第3回合併協議会の内容と議案について ・合併啓発活動について
	平成17年7月12日	・第4回合併協議会の内容と議案について
	平成17年9月26日	・第5回合併協議会の内容と議案について

2. 合併手続き等

(1)合併協定調印式

期 日：平成17年3月8日
 会 場：八日市商工会議所
 調 印 者：1市2町各市町長
 特別立会人：滋賀県知事
 立 会 人：合併協議会委員
 参 列 者：1市2町議会議員他



合併協定調印式議長署名

(2)合併議決

平成17年3月23日（1市2町の3月定例議会において議決）

(3)合併（廃置分合）申請

期 日：平成17年3月30日

場 所：滋賀県庁知事室

(4)滋賀県議会合併議決

平成17年4月28日（滋賀県議会4月臨時会において議決）

(5)滋賀県知事合併決定及び総務大臣への届出

平成17年4月28日

(6)総務大臣の告示

平成17年5月20日

3. 情報提供事業

(1)ホームページの開設

ア) 開設日 平成17年3月1日（合併検討協議会からの継続開設）

イ) 内 容

- ・協議会概要
- ・協議会会議（開催状況、資料、会議録）
- ・協議会だより
- ・合併建設計画
- ・意見コーナー

(2)情報紙の発行

ア)「協議会だより」の発行

- ・発行部数：43,000部、No. 2以降42,000部
- ・発行方法：新聞折り込み
- ・発行日：No. 1（速報） 平成17年3月30日
- No. 2 平成17年6月29日
- 最終号 平成17年10月26日

(3)その他

ア) 各市町広報紙等による情報提供

イ) 報道機関への資料提供

4. 合併建設計画策定

(1) 合併建設計画策定に向けた調整

ア) 滋賀県等協議

- ・平成17年3月2日 滋賀県知事に協議
- ・平成17年3月8日 滋賀県知事から回答（異議なし）

(2) 合併建設計画の作成、配布

- ・配布時期：平成17年3月
- ・作成部数：1,200部
- ・配布先：協議会委員、各市町・支所関係者他

5. その他

(1) 住所表示変更に伴う手続きに関する調査と周知

(2) 新・東近江市 発足式、能登川・蒲生両支所開庁式等の企画・準備

(3) 広域行政機関との連絡調整

東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会規約

(設置)

第1条 東近江市、能登川町及び蒲生町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 1市2町の合併に伴う合併建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、東近江市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

● 東近江市誕生までのあゆみ ●

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議により、1市2町の長の中からこれを選任する。
2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の議長及び議会が選出する議員各1名並びに東近江市の議会が選出する議員5名以内
- (3) 1市2町の長が協議して定めた住民代表及び学識経験を有する者21名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第14条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事項を遂行するため、協議会に附属機関を置くことができる。
2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第17条 協議会の経費は、1市2町が協議し負担するものとする。
2 1市2町は、前項の規定による負担金を協議開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第19条 協議会の出納の監査は、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して監査を行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第20条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。
2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

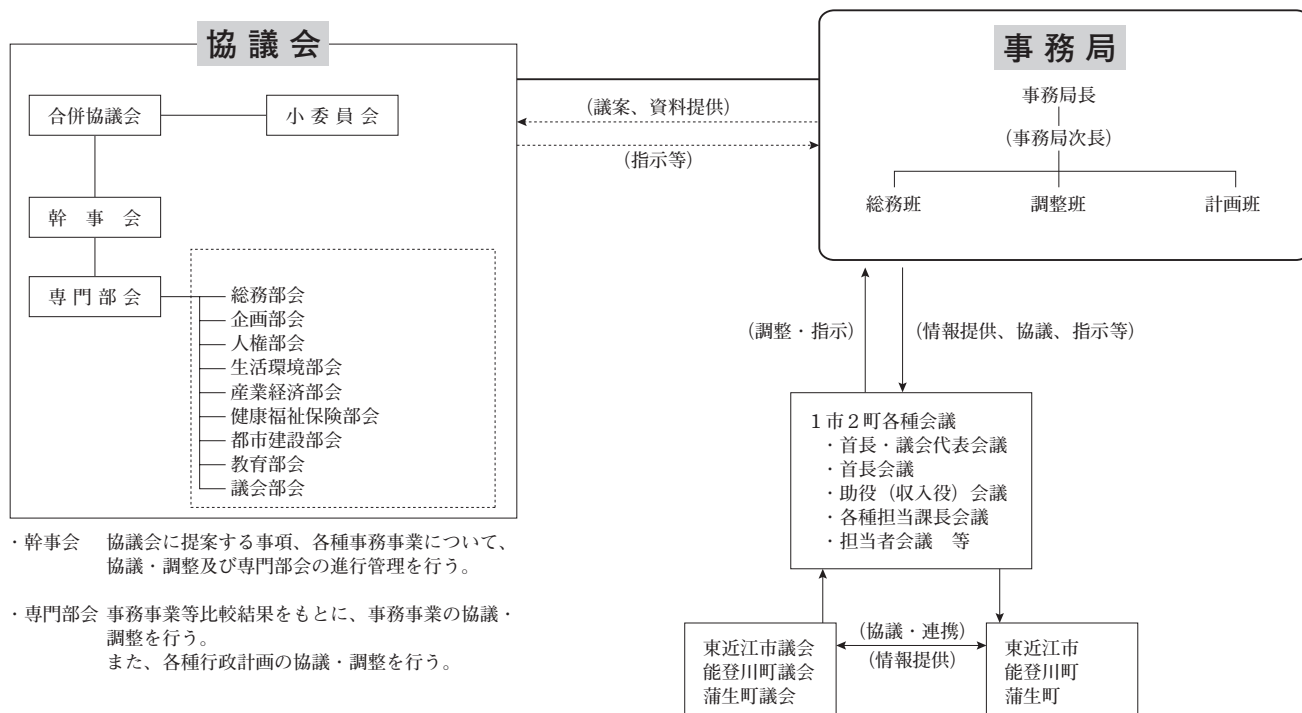
付 則

この規約は、告示の日から施行する。(平成17年3月1日施行)

東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会委員名簿

役 職	区 分	氏 名	所 属	
会 長	市町の長	中村 功一	東近江市長	
副会長（職務代理者）		宇賀 武	能登川町長	
副会長		山中 壽勇	蒲生町長	
委 員	市町の議会から推薦された議員	高村 与吉	東近江市議会	
		鈴木 重史	東近江市議会	
		志井 弘	東近江市議会	
		高橋辰次郎	東近江市議会	
		寺村 茂和	東近江市議会	
		植田 勲	東近江市議会	
		小島 隆司	能登川町議会	
		川南 博司	能登川町議会	
		外池 文次	蒲生町議会	
		福島 賢治	蒲生町議会	
		学識経験を有する者	西田 弘	滋賀県東近江地域振興局長 (H17.3.1 ~ H17.3.31)
	古川 太郎		滋賀県東近江地域振興局長 (H17.4.1 ~	
	各市町から推薦された 住民代表	東近江市	武久 健三	東近江市
			田中 敏彦	
			飯尾文右衛門	
			疋出みゑ子	
			足立 進	
			三輪 高裕	
			上川 裕子	
			清水 雅晴	
			植田 善夫	
		能登川町	野村 宗一	能登川町
			居原田敏子	
			小寺 孝治	
			田邊彌三雄	
			中島ひとみ	
蒲生町		藤野 正善	蒲生町	
		大塚 ふさ		
		奥村 隆三		
		佐川 昭子		
		増田 敏之		
安田 辰三				

合併協議会組織図



合併に関する協議結果

平成16年12月7日に開催した第1回合併検討協議会から平成17年3月8日開催の第2回合併協議会までの間、計6回の協議を経て、合併建設計画を含めた22項目の合併協定項目すべてにおいて承認を得、協議結果が整った。

合併建設計画

合併協議会では、1市2町合併後のまちづくりの将来ビジョンとなる合併建設計画を策定し、平成17年1月～2月にかけて実施された住民説明会において概要版を配布するなど、住民に広く周知を図った。

この合併建設計画は、平成17年2月11日に誕生した東近江市の新市建設計画（新市まちづくり計画）をもとに、能登川、蒲生両町が加わることによる新たな市域での今後におけるまちづくりについて定めたものであり、2町において懇談会を開催するなど、慎重かつ濃密な協議を重ね原案をつくりあげ、滋賀県との協議を経て、平成17年3月8日開催の第2回合併協議会で承認された。

合併協定調印式

任意の合併検討協議会、法定の合併協議会で合併建設計画を含むすべての合併協定項目について承認がなされ、平成17年3月8日、東近江市八日市商工会議所において合併協定調印式が國松善次滋賀県知事をはじめとする来賓の方々と協議会委員の立会いのもと挙行された。合併特例法期限内という限られた時間で協議調整が整い、調印式が出来たことに知事から1市2町長に労いの言葉がかけられ、新たな東近江市をますます発展させようとする熱い想いが会場に広がった。



調印式 首長・知事



調印式 議長・知事握手



調印式 知事署名

合併議決

平成17年3月23日、1市2町議会において、合併（廃置分合）関連議案が議決された。

- ・ 1市2町の廃置分合について
- ・ 1市2町の廃置分合に伴う財産処分について
- ・ 1市2町の廃置分合に伴う経過措置について（農業委員会の選挙による委員の在任特例）

議案第 号

東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年1月1日から神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入することを滋賀県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成17年3月 日提出

市・町長

議案第 号

東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の
廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成18年1月1日から神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成17年3月 日提出

市・町長

議案第 号

東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の廃置分合に伴う
議会の議員の定数に関する協議について

平成18年1月1日から神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入することに伴い、東近江市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町と協議のうえ定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成17年3月 日提出

市・町長

議案第 号

東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の
廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成18年1月1日から神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を別紙のとおり東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町と協議のうえ定めることについて、同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成17年3月 日提出

市・町長

合併（廃置分合）の申請と滋賀県知事の処分決定及び総務大臣告示

1市2町議会における合併（廃置分合）関連議案の議決後、平成17年3月30日、1市2町長連名により、滋賀県知事に対し合併（廃置分合）の申請が行われ、4月28日の滋賀県議会において1市2町の合併（廃置分合）議案が議決された。またこの議決を受け、同日付で知事より廃置分合の決定書が交付されるとともに、知事から総務大臣へその旨の届出が行われた。

知事から総務大臣への届出後、5月20日付けの官報により、平成18年1月1日の1市2町の合併（廃置分合）が告示された。

合併（廃置分合）申請書

東 合 併 第 1 3 号
能 合 推 第 8 号
蒲 企 企 第 7 2 号

平成17年(2005年)3月30日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

東近江市長 中 村 功 一
能登川町長 宇 賀 武
蒲生町長 山 中 壽 勇

東近江市、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年1月1日から神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入したいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 合併予定年月日
- 2 廃置分合を必要とした理由
- 3 合併協定書の写
- 4 合併建設計画
- 5 関係議決書、協議書及び会議録の写
- 6 関係市町の現況表
- 7 施設等の現況写真及び関係図面

滋 合 文 第 54 号
平成17年(2005年)3月8日

東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会
会 長 中 村 功 一 様

滋賀県知事 國 松 善 次

東近江市、能登川町および蒲生町の合併に係る市町村建設計画の協議
について(回答)

平成17年3月2日付け東能蒲合協第39号で協議のあったこのことについては、異議ありません。

建設計画本協議回答

滋賀県指令自振第6号

東 近 江 市
蒲 生 町
能 登 川 町

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町を廃し、その区域を東近江市に編入します。

平成17年(2005年)4月28日

滋賀県知事 國 松 善 次

合併許可

平成17年5月20日 金曜日 官 報 第4096号 2

省 令

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町を廃し、その区域を東近江市に編入する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月二十日
総務大臣 麻生 太郎

この告示は、平成十七年五月二十日から施行する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町を廃し、その区域を東近江市に編入する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

この告示は、平成十七年五月二十日から施行する。

合併告示

5. 合併準備

新「東近江市」発足までに準備しなければならない事項の内、1市2町全体に関わる重要な事項や横断的な事項などを実施。

(1)誕生記念式典視察

視 察 先	高 島 市	米 原 市
期 日	平成17年5月29日	平成17年10月8日
参 加 者	東近江市議会議長、東近江市政策監、協議会事務局職員	東近江市助役、協議会事務局職員

(2)新「東近江市」誕生記念事業

ア) 新「東近江市」いいところ発見スタンプラリー

東近江市、能登川町、蒲生町内にスタンプラリーの設置施設（15箇所）を設け、ラリーを通じて新「東近江市」の良さを知ってもらうことを目的に実施。

- ・期 間：平成17年7月20日～10月31日
- ・方 法：各ラリーポイントに設置したスタンプを指定のスタンプ帳に集め、ラリーポイントや役所、支所等に設置の回収箱に投函してもらい、期間終了後応募者から抽選で1市2町の特産品を贈呈。
- ・実 績：応募総数 551件 【内訳】

スタンプ4個以上8個未満	193件
スタンプ8個以上12個未満	172件
スタンプ12個以上	186件

各 賞	ひがしおうみ再発見賞（スタンプ4個以上）	100名
	ひがしおうみ大好き賞（スタンプ8個以上）	100名
	ひがしおうみ満喫賞（スタンプ12個以上）	50名

イ) 新「東近江市」いいところ発見[㊦]クーポン券

東近江市、能登川町、蒲生町内の観光施設や物産のクーポン券を配布し、住民にクーポン券を利用してもらい、各施設の良さを知ってもらうことを目的に実施。

- ・期 間：平成17年7月20日～10月31日
- ・方 法：合併協議会だよりNo. 2にてクーポン券12枚を配布。切り離し対象施設で利用。（1枚で5人まで利用可）
 - ・実 績：利用枚数 1, 500枚
 - 利用者数 4, 420人

(3)新「東近江市」誕生合併啓発事業

ア) 2町既存イベントでの啓発

合併前から新『東近江市』の一体感の醸成を図るため、2町の秋のイベントに合併コーナーを設置し、啓発を行った。

- ・パネル展示、協議会だより等冊子や啓発物品の配布、物産販売
能登川町 ふれあいフェア 平成17年10月23日
蒲生町 いきいきあかねフェア 平成17年11月13日

イ) 啓発ポスターの作成等

新『東近江市』誕生を広くPRするため、ポスターやのぼり旗など啓発用物品の作成、配布を実施。

- ・ポスター 900枚作成
自治会、事業所、公共施設などに配布
- ・横断、懸垂幕 各市町庁舎、愛東配水池、能登川駅西口広場などに設置
- ・のぼり旗 250枚作成、各市町に配布
- ・ウインドシート 公用車85台及びコミュニティバス5台に貼付
- ・電光掲示板による啓発 庁舎前等6箇所

ウ) 全国合併市町村夢フェスタ2005への参加

全国合併市町村PRコーナーに出展し、1市2町の特産品や観光パンフレット、パネル、ポスターを展示。

エ) 各市町既存イベントチラシ・ポスターによる合併啓発

オ) 合併記念セールの依頼

- ・新市内事業所に合併記念セール等独自の事業の実施を依頼

(4)暮らしのガイドブックの作成

合併により住民に困惑が生じないようにするため、合併後の市役所の姿、行政サービスの内容や窓口、合併による手続変更などの情報をまとめた冊子を作成し、合併前に住民や事業所などに配布を行った。

- ・配布時期：平成17年12月下旬
- ・配布先：各戸、事業所等
- ・作成部数：東近江市分 25,000部
能登川町分 9,500部、蒲生町分 7,000部
- ・委託業者：すまい印刷

(5)庁舎移動

合併後、円滑な行政運営や住民サービスの提供ができるよう、合併後の組織にあわせた人や物の移動をスムーズに行う必要があるため、支所の配置レイアウトや移動計画を策定するとともに、計画に基づいた移動を行った。

- ・内容：現況調査、レイアウト作成、移動マニュアル作成、移動監理など
- ・移動時期：第1次 平成17年12月23日～25日
第2次 平成17年12月28日

10 閉町式及び閉庁式

能登川町閉町式

半世紀以上におよぶ能登川町の歴史に幕を閉じ、新たなまちでの更なる飛躍を誓い、平成17年12月18日、能登川町閉町式が挙行された。

第1部として午前9時30分からやわらぎホールにおいて閉町記念式典が行われ、各行政区長や町議会議員など、多くの来賓並びに関係者、職員が集うなか、まず、町歌斉唱、先人並びに公職物故者の追悼が行われ、その後、町長による式辞があり、その中で「今日ある隆盛は、多くの先人たちの尊い汗と知恵の結晶が実を結んだものであり、感謝の一語に尽きる想いである。我がまち能登川町の恵まれた自然と歴史環境の中で、つきない努力をしてまいったまちづくりの取り組みを、12万都市東近江市へ引継ぎ、物も心も豊かで、誰もが安心して暮らせるまちとして飛躍することを願ってやまない」と、先人の労をねぎらうとともに、新たなまちに対する願いを込められた。次に、町議会議長からのあいさつや町功労者に対する感謝状並びに表彰状の贈呈、来賓祝辞をいただいたのち、能登川町のこれまでの歴史を振り返る「能登川町63年のあゆみ」のビデオ上映や、地元小中学生による能登川町の思い出作文発表などが行われ、続いて小中学生らにより町旗が降納され町長に手渡された。

町を閉じる寂しさがこみ上げる半面、輝く新たなまちへの期待に喜びを感じる式典となった。

第2部は場所を変え、午後4時から林中央公園において閉町記念イベントが行われた。このイベントは、未来のまちを担う町の若手職員が中心となる実行委員会にて企画、運営を行い、各種団体の協力を得て、模擬店なども出店された。また、来場者には甘酒や豚汁が振る舞われるなど、会場は常ににぎわいを見せ、地元在住の学生による大道芸やミュージックベル、トーンチャイムの演奏なども会場を盛り上げた。また、夕方午後5時頃、会場に設置された約10万個ものイルミネーションに灯がともされ、会場が幻想的な雰囲気の中、住民のみなさんからお寄せいただいた能登川町に対する思い出などをまとめたビデオレター「みんなのメッセージ」放映なども行われ、町民と一体となって創り上げたイベントは夜更け前の午後8時に幕を閉じた。



能登川町閉町式典

蒲生町閉町式

昭和30年に朝日野村・桜川村の2村が合併して産声をあげた蒲生町の半世紀の歴史に幕を閉じ、新たなまちでの更なる躍進を誓い、平成17年12月24日、蒲生町閉町式が挙行された。

閉町式典は午前9時からあかね文化センター大ホールにおいて、地元自治会長、町議会議員、各種関係団体など多くの来賓並びに関係者、職員が集いました。

第1部として「合併後のまちづくりを展望する」演題により、今日まで蒲生町のまちづくりに深く携わってこられた、京都橋大学文化政策学部 織田直文教授の講演がおこなわれた。

第2部は、「あかね児童合唱団」のコーラスによるオープニングセレモニーにより再開。助役の開式の辞に始まり、国歌斉唱、蒲生町町民憲章唱和、その後町長による式辞があり「分権社会の到来と共に行政主導のまちづくりから脱却し、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりが求められている。合併後のまちづくりの基本理念は、地域の歴史的背景や地域の特性を生かすことであり、今までの地域の皆さんの知恵と汗を無駄にすることなく、更に発展させ、我々の地域は我々の手で作っていただく、ふるさと蒲生の弥栄の祈念」とご臨席いただいた来賓、関係者各位に蒲生町50年余りの町政へのご協力、ご支援に対しお礼を述べられた。

次に町議会議長のあいさつと来賓の方々から祝辞の後、今日まで1万5千人町民を春夏秋冬、温かく見守り親しまれた町旗が町長、議長により降ろされ、町長の手により収納され別れを告げた。

最後に収入役の閉式の辞と共に「みどりやすらぎのまち蒲生町」を閉じる寂しさと新市への期待が錯綜する中で、新市での更なる飛躍を確信する式典となった。



蒲生町閉町式典

能登川町閉庁式

平成17年12月28日の午後5時15分から役場玄関ロビーにおいて、町4役及び全職員、来賓として全議員が出席のもと閉庁式が行われた。

町民憲章の唱和にはじまり、町長から能登川町63年間の思いをこめた式辞が述べられたあと、続いて町議会議長より住民を代表してのあいさつが行われた。

そして、式の最後には、半世紀以上掲げられていた町旗が、町4役、町議会正副議長の手により降納され、慣れ親しんだ町旗に別れを告げた。



能登川町閉庁式



能登川町閉庁式

蒲生町閉庁式

平成17年12月28日の午後3時40分からあかね文化センター小ホールにおいて、町四役、議会議員、農業委員、各行政委員及び職員が出席のなか、閉庁式がおこなわれた。

町民憲章の唱和にはじまり、町長から「平成4年に完成した蒲生町庁舎も新年を迎えると共に東近江市蒲生支所として生まれ変わり蒲生地域の行政の拠点として新たな役割が与えられます。今後も地域の住民さんが集う合う地域コミュニティの場として気楽に利用していただけるものとの期待と職員に度重なる住民説明会の参加、短期間での合併準備等への苦勞に対しお礼が述べられた。また、住民各位へのまちづくりの積極的な参画と職員各位に心機一転して更なる住民サービス、住民福祉の向上のためのご精進の最後の期待をお願いします。」式辞が述べられた。

続いて、議会議員、農業委員及び各行政委員の方々に今日までの行政運営のご尽力に対し、町長より感謝状が贈呈された。

最後に、閉町式に続き町旗が助役、収入役、教育長並びに町議会議長により降ろされ、町長の手により桐の箱に収納され、半世紀の歴史と蒲生町役場としての庁舎に幕を降ろした。



蒲生町閉庁式



蒲生町閉庁式

11 新・東近江市誕生

平成18年1月1日年末の荒天が信じられないような青空のもと、能登川町、蒲生町を合併した新たな東近江市の発足式及び2支所の開所式を挙行了した。

発足式

第44回東近江元旦健康マラソンに先立ち布引運動公園で来賓、報道機関、元旦マラソン出場者、職員等多数の参列者のなか挙行された。

市長式辞、来賓祝辞ののち市長、議長、旧二町長がくす玉割りや、てんびん太鼓「郷音」による祝太鼓の演奏が行われ、「新・東近江市」12万都市がスタートした。



発足式祝太鼓



発足式市長式辞

新・東近江市発足式式辞（東近江市長 中村 功一）

皆様、新年あけましておめでとうございます。皆様方には希望に満ちた輝かしい新春をお健やかに迎えのことに、心からお慶び申し上げます。

新生「東近江市」の門出、新東近江市の発足式にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、新年早々にもかかわらず、県議会議員様、市議会議員様、また旧能登川町・旧蒲生町の議会議長、副議長様はじめ四役様、自治会連合会会長、副会長様、さらには合併協議会委員の皆様には、早朝からご多用のところ多数ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年2月11日に、八日市市 永源寺町 五個荘町 愛東町 湖東町は、県下で初となる市と町の対等合併により、東近江市を誕生させることができました。

そして、誕生して産声を上げたばかりの東近江市に隣接の能登川町 蒲生町が加わり、本日、平成18年1月1日から人口12万都市、滋賀県東部の中核都市として、新たな東近江市が発足いたしましたことを皆様ともに喜びするとともに、この二段階に及ぶ合併が成就できましたことは、今さら申し上げるまでもなく、市民の皆様、関係各位の皆様方の格別のご理解とご尽力を賜り、成し得たものと、深く感謝を申し上げます。

東近江地域の合併につきましては、平成14年から協議が始まり本日に至るまで、様々な枠組みが模索され、紆余曲折はありましたが、地方分権を着実に根付かせ、地方自治体の行財政を確固たるものにするため、また、均衡ある発展と住民サービスの向上と安定を目指して、関係市町がこれまで培ってこられた歴史や文化等、様々な実績を尊重しつつ、合併に取り組んでまいりました。生活圏を共有する地域が、同じ思いに立ち、合併によるまちづくりの必要性を感じず中で住民皆様の意見を踏まえ、議会と行政が一体となって合併が成就致しました。

私といたしましても、合併協議会の会長という大役をお預かりしてまいりましたこともあり、感無量、万感胸に迫る思いがございます。

同時に、本日から始まる新・東近江市は、人口が11万8千人、面積383平方キロと人口・面積とも滋賀県下で第3番目の大きな市となりました。市政を預かる重さを考えますと、改めて身の引き締まる思いが致します。

新しい東近江市は、雄大な鈴鹿山系の山々から流れ出す清流が、愛知川や日野川を経て、母なる琵琶湖へと注ぎ込み、その流域に広がる美しい田園風景が広がっております。

また、歴史的には古くは万葉の時代から、蒲生野に伝わる歴史ロマンの地として有名であり、また、中世以降は市場町や門前交通の要衝の地として栄え、近世では近江商人の活躍などが見られ、様々な地域との交流を通して、数多くの歴史伝統が生まれると共に、新たな地域文化を育んでまいりました。

近年では、市街地から郊外へと商業集積が広がる一方、名神八日市インターチェンジを中心に大手企業の工場立地も進み、内陸工業都市として発展しつつあり、多くの人々が働く先端工場や人々が集う商店街など、個性豊かな地域を持ち合わせたまちであります。

また、今回の合併で、J R 駅や琵琶湖、そして地域医療の拠点となるべく市立病院など、新たな要素も加わり、ますます発展の可能性が高まったものと思います。

皆様もご承知のとおり、国の三位一体改革が進む中、地方公共団体の非常に厳しい財政運営を余儀なくされており、財源の確保が緊急の課題となっております。このような状況下で、市町村合併が全国的な流れとなっております。

もとより、市町村合併は自治能力を高め、足腰の強い自治体をつくることや、地域の資源を活かし、新しいまちづくりに挑戦することなどが大きな目的であります。12万都市というスケールメリットを活かした行政改革と、地方分権改革に取り組み、高度化、多様化する住民ニーズに適切に応えてまいり

とが重要であると考えております。

そのためには、市職員の専門性の向上、資質向上に努め、創意工夫して知恵をしぼり、市民と行政が協働の視点に立ったまちづくり、市民と行政との協働を基本に行政を進めなければなりません。

地域間の格差や不均衡の是正、そして一体性を確保するための施策、特に東近江市では、合併による行政課題を解決させることが早急な課題であります。

老朽化に伴う小中学校等の校舎改築や保幼の一元化、地産地消の取り組みなどの産業振興施策、交通アクセス確保のための道路や橋梁の整備、快適な生活をおくるための下水道の整備や生活環境施策の統一、さらには現在進めておりますケーブルネットワーク事業等々、これらの多くの課題、そしてまちづくり計画や合併建設計画策定にあたって確認した内容一つひとつ着実に実現させてゆかねばなりません。

市民の皆様からは、「合併して、何が変わりましたか?」とよく聞かれますが、合併して直ぐに効果や影響が現れるものもありますが、実際はしばらくしてからでないかと思えてこないのではないかと考えております。

5年・10年経ってから、市民の皆様から合併して本当によかったと実感していただけるまちづくりを進める所存でございますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

東近江市民の皆様、どうか、この新しい東近江市のまちづくりにご理解いただきまして、自らが参加いただくことにより、行政とともに、それぞれの行動と創意工夫で地域のまちづくりにお取り組みいただきますことをお願い申し上げます。

最後に、鈴鹿から琵琶湖につながる豊かな自然と歴史に彩られた、新生東近江市が名実ともに滋賀県の中核を担う都市となりますように全身全霊を尽くし、一生懸命努力してまいります。

本日ご臨席の皆様、そして会場にお越しの皆様、どうか今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本日は、この発足式の直後、東近江市になりまして最初の行事として、東近江元旦健康マラソンがございます。選手の皆さんの元気なスタートとともに、新東近江市も希望に満ちた順風満帆な船出ができることを願いまして式辞と致します。

平成18年1月1日

東近江市長 中 村 功 一

新・東近江市発足式次第

日 時 平成18年1月1日 午前8時20分から
場 所 東近江市布引運動公園体育館 エントランス広場

開式の辞

式 辞	東近江市長	中 村 功 一
祝 辞	東近江市議会議長	吉 澤 克 美
	滋賀県議会議員	小 寺 裕 雄 様

来賓紹介

祝電披露

祝くす玉	東近江市長	中 村 功 一
	東近江市議会議長	吉 澤 克 美
	前能登川町長	宇 賀 武 様
	前蒲生町長	山 中 壽 勇 様

閉式の辞

祝 太 鼓	てんびん太鼓 郷音	
	「てんびん太鼓」	「深山」

東近江市〇〇支所開庁式次第

日 時 平成18年1月1日 午後〇〇時から
※蒲生支所午後1時から、能登川支所午後2時30分から
場 所 東近江市 〇〇支所

開式の辞

式 辞	東近江市長	中 村 功 一
祝 辞	東近江市議会議長	吉 澤 克 美
	前〇〇町長	
	前〇〇町議会議長	

来賓紹介

祝電披露

銘板除幕	東近江市長	中 村 功 一
	東近江市議会議長	吉 澤 克 美
	前〇〇町長	
	前〇〇町議会議長	

テープカット	東近江市長	中 村 功 一
	東近江市議会議長	吉 澤 克 美
	前〇〇町長	
	前〇〇町議会議長	

記念植樹	東近江市長	中 村 功 一
	東近江市議会議長	吉 澤 克 美
	前〇〇町長	
	前〇〇町議会議長	